

議事要旨(2) 企業会計基準公開草案第 8 号「連結株主資本等変動計算書等に関する会計基準(案)」及び企業会計基準適用指針公開草案第 11 号「連結株主資本等変動計算書等に関する会計基準の適用指針(案)」のコメントについて

企業会計基準公開草案第 8 号「連結株主資本等変動計算書等に関する会計基準(案)」及び企業会計基準適用指針公開草案第 11 号「連結株主資本等変動計算書等に関する会計基準の適用指針(案)」については平成 17 年 8 月 30 日から 10 月 11 日の期間で外部からのコメントの受付を終了している。

寄せられたコメントの中から、平成 17 年 10 月 21 日に開催された第 16 回会社法対応専門委員会で議論になった事項について、コメントの概要と検討しているコメントへの対応案の報告がなされ、この事項を中心に審議された。

第 16 回会社法対応専門委員会で議論になった事項として報告された事項は次の事項である。

NO.	論点の項目	コメントの概要
1.	変動計算書の名称について	変動書の名称につき、「純資産変動計算書」とすべきである。
2.	変動計算書の様式について	2 種類示している様式例を一本化すべきである。
3.	重要性の取扱いについて	重要性の原則は一般的に適用されると考えられるため、公開草案の重要性の取扱いについては削除を検討すべきである。
4.	株主資本以外の各項目の開示内容について	株主資本とそれ以外の項目とで開示内容に差異を設けるべき積極的な論拠がないのであれば、両者の取扱いに差異を設けるべきではない。 一部の株主資本以外の項目の変動については、株主資本項目と同様の変動事由毎の開示を希望する。
5.	注記事項について	公開草案で検討されている内容に加え、潜在株式の種類及び総数についての明細等の注記をすることが望ましい。
6.	適用時期について	中間会計期間については、会社法施行日以後終了する中間会計期間からの適用とするべきである。

高津研究員から、上記 4 . のコメントについて、公開草案の取扱いの前提となっている「株主資本等変動計算書が全ての株式会社に作成が要求されていることを考えれば、株主資本以外の項目の変動について株主資本と同じ開示を求めることは現実的ではなく、また、その有用性も乏しい。」という考え方と、「積極的な開示を志向する会社については、株主資本以外の項目についても変動事由毎に開示することを妨げない。」という取扱いを変更するような意見は専門委員会でも今のところ示されず、こうした取扱いとした趣旨をより明確に結論の背景に記載することで対応を検討している旨が報告された。

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

委員等からは、変動計算書の名称について、本計算書は株主資本の変動事由を開示することを重視した計算書と認識し、この点を鑑みて変動計算書の名称を「株主資本等変動計算書」と決定したものであり、この点についてはすでに議論を尽くしており変更すべきではない、との意見があった。

また、潜在株式についての注記を株主資本等変動計算書の注記事項として検討している点について、株主資本等変動計算書で開示される内容から外れている部分もあり、注記事項として取り扱う必要があるのかどうかについては慎重に検討すべきである、との意見があった。

これらの意見を踏まえ、引き続き専門委員会において検討を行うこととされた。

以 上